

## 熊本市自治基本条例検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における自治の基本理念や市政運営の原則等を定める熊本市自治基本条例(以下「条例」という。)について検討するため、熊本市自治基本条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、条例に規定すべき項目、内容等について検討を行う。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とし、それぞれ当該各号に定める人数以内において市長が委嘱し、又は任命する。

- |           |    |
|-----------|----|
| (1) 学識経験者 | 4人 |
| (2) 市議会議員 | 5人 |
| (3) 公募委員  | 4人 |
| (4) 市職員   | 3人 |

### (任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が設置された日から条例が議会に提出される日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (意見の聴取)

第7条 検討委員会は、会議において必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第8条 会議は公開する。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開で会議を開くことができる。

### (庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、市民生活局市民生活部市民協働推進課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月31日から施行する。